

# 令和5年度 税制改正のポイント

令和5年度税制改正大綱の内容を踏まえた「所得税法等の一部を改正する法律」が、令和5年3月28日に可決成立し、3月31日に公布、4月1日に施行されました。ここでは、主な改正項目をピックアップしてご案内します。

なお本情報は、令和5年4月1日現在、財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。



## 目次

### 個人所得課税

pp.1-2

- NISAの恒久化と拡充
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の見直し・延長
- スタートアップへの再投資に対する特例の創設
- その他の主な改正事項

### 資産課税

pp.3-4

- 相続時精算課税制度の見直し
- 生前贈与加算の加算期間等の見直し
- その他の主な改正事項

### 法人課税・国際課税

pp.5-8

- 中小企業者等の優遇税制の見直し・延長
- 生産性向上や賃上げに資する設備投資の特例措置
- 中小企業の設備投資関連税制の見直し・延長
- 医療用機器等の特別償却制度の見直し・延長
- オープンイノベーション促進税制の拡充
- 研究開発税制の見直し・延長
- その他の主な改正事項

### その他の改正

pp.9-11

- インボイス制度
- 電子帳簿等保存制度
- その他の主な改正事項

# 個人所得課税

## ○NISA の恒久化と拡充

所得税・個人住民税 / 減税

改正前の一般 NISA とつみたて NISA を一つにまとめ、新しい NISA 制度を創設することで、家計の投資への参加の促進・加速を図る。具体的には、

- 口座開設期間を恒久化
- 改正前の一般 NISA 制度を引き継ぐ「成長投資枠」と、つみたて NISA 制度を引き継ぐ「つみたて投資枠」を設け、併用可能に。年間投資枠も拡大
- 一生涯にわたる非課税限度額を設定し、非課税保有期間を無期限化
- 令和 6 年 1 月から適用

### ●新旧制度比較

	～令和 5 年 新制度とは別枠で存続※1※2		令和 6 年～	
	いずれか選択		併用可	
	つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設可能期間	令和 19 年まで	令和 5 年まで	恒久化	恒久化
年間投資上限	40 万円	120 万円	120 万円	240 万円
非課税保有期間	20 年間	5 年間	無期限	無期限
非課税保有限度額	800 万円	600 万円	1,800 万円 うち、成長枠 1,200 万円 簿価残高方式 再投資可	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (改正前のつみたて NISA と同じ)	上場株式・公募株式投資信託等 (一定のものは除外)
対象年齢	20 歳以上※3	20 歳以上※3	18 歳以上	18 歳以上

※1 改正前の一般 NISA 及びつみたて NISA については、令和 5 年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠外で改正前の取扱いを継続する。改正前の制度から新制度へのルールオーバーは不可。

※2 ジュニア NISA については、令和 5 年末までにおいて投資した商品は、5 年間の非課税保有期間の終了時に原則 18 歳になるまでは自動的に継続管理勘定に移管され、非課税措置を受けることができる。

※3 令和 5 年以降は 18 歳以上。

## ○空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の見直し・延長

所得税・個人住民税／増税・減税

- 譲渡後に耐震改修や除却（更地化）を行った場合も対象に
- 取得した相続人の数が3人以上の場合の特別控除額を2,000万円に引下げ
- 適用期限を4年延長（令和9年12月31日まで）

## ○スタートアップへの再投資に対する特例の創設

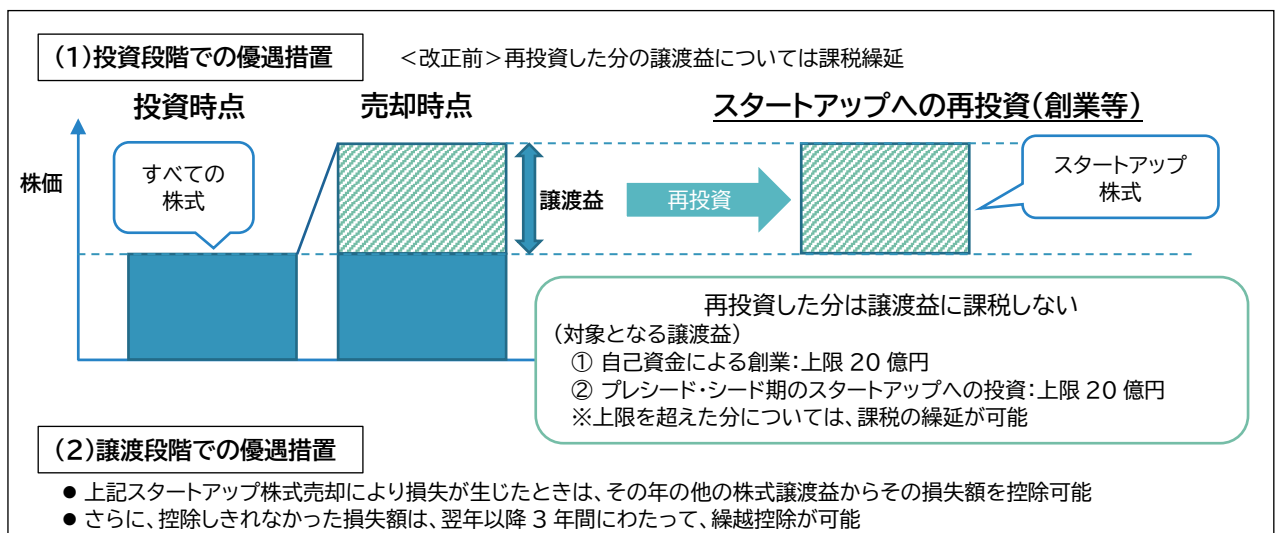
所得税・個人住民税／減税

エンジェル税制について、20億円を上限に

- プレシード・シード期のスタートアップ<sup>※</sup>への投資を非課税（改正前は課税の繰延）
- 自己資金による創業も非課税
- 令和5年4月1日以降の再投資について適用

※ プレシード・シード期のスタートアップとは、エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す

### ●概要



出典:財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

## ○その他の主な改正事項

- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
  - ・ (基準所得金額-3億3,000万円)×22.5%が基準所得税額を超える場合に、その超える金額に相当する所得税を課税（令和7年分以後の所得税について適用）
- 防衛力強化の財源確保のための税制措置（令和6年以降の適切な時期より）
  - ・ 所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課税
  - ・ 復興特別所得税の税率を1%引き下げて課税期間を延長

その他、主な項目は次のとおり。

- 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し
- ストックオプション税制の拡充
- 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の見直し・延長

# 資産課税

## ○相続時精算課税制度の見直し

相続税・贈与税 / 減税

相続時精算課税制度について、

- 相続時精算課税で受けた贈与について、**暦年課税の基礎控除とは別に、年 110 万円の基礎控除を創設**（令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に適用）
- 相続時精算課税で受けた土地・建物が、相続税申告までに**災害により一定の被害を受けた場合、贈与時の時価からその被害額を控除した残額**で再計算して評価する（令和 6 年 1 月 1 日以後に生ずる災害による被害から適用）

### ●相続時精算課税制度の新旧制度比較

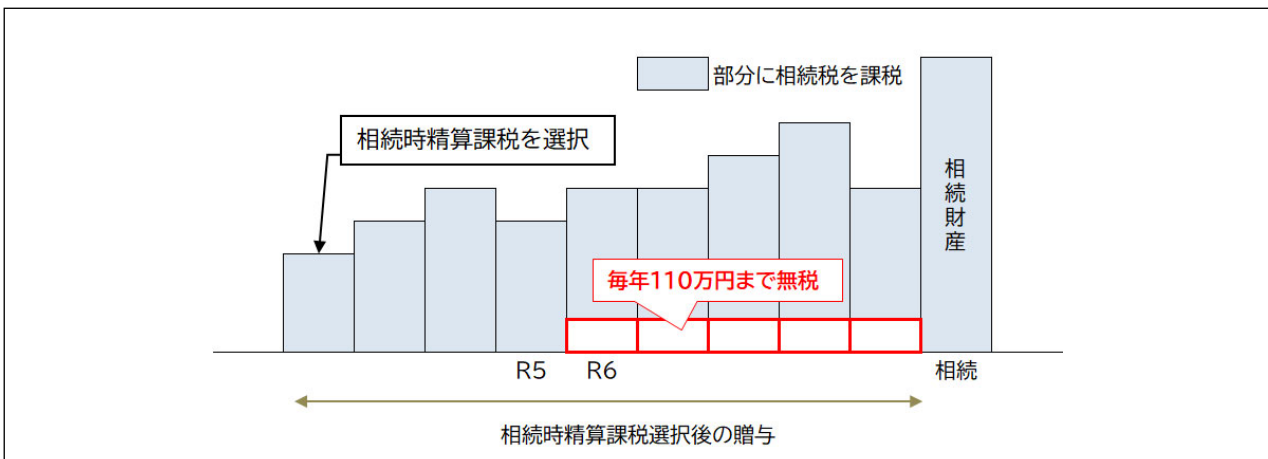
		令和 5 年 12 月 31 日までに受けた贈与	令和 6 年 1 月 1 日以後に受けた贈与
贈与時	基礎控除額	なし	<b>年 110 万円</b> <sup>※1</sup>
	税額	(贈与額 - 2,500 万円 <sup>※2</sup> ) × 20%	(贈与額 - <b>110 万円</b> - 2,500 万円 <sup>※2</sup> ) × 20%
相続時	課税価格に加算する贈与財産	贈与額の合計	<b>(贈与額 - 基礎控除額)</b> の合計

【参考】 暦年課税による贈与財産について生前贈与加算するときは、**原則、基礎控除を控除する前**の価額を、相続財産の課税価格に加算する (p.4 参照)

※1 暦年課税の基礎控除とは別途控除可能。例えば、祖父から相続時精算課税、父から暦年課税にすることで、年間 220 万円の控除が可能に。

※2 特別控除額(累計で 2,500 万円)

### ●相続時精算課税制度の基礎控除(年 110 万円)のイメージ



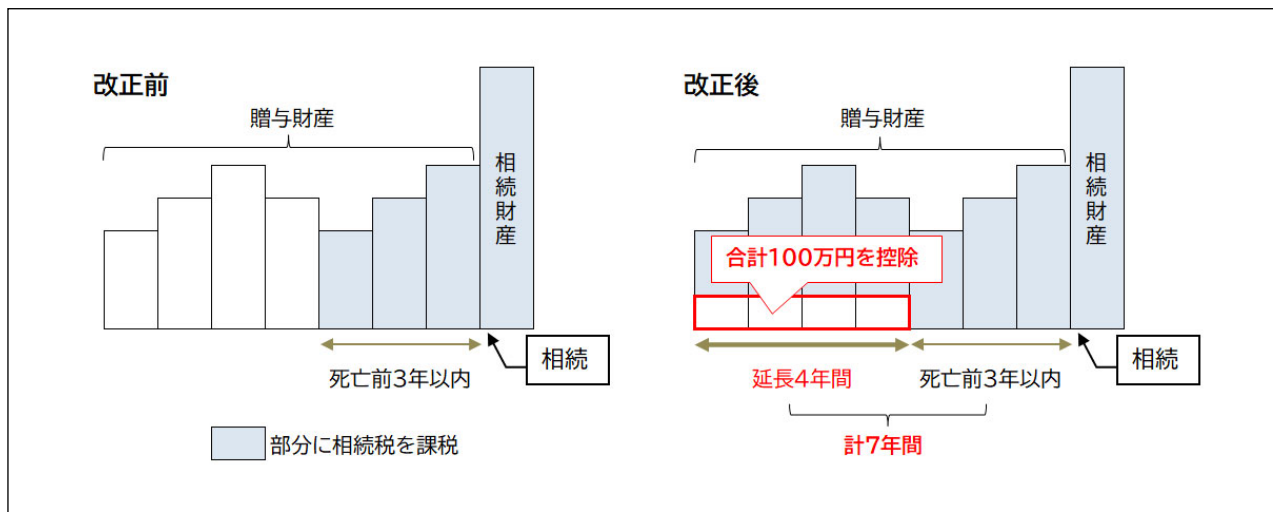
## ○生前贈与加算の加算期間等の見直し

相続税／増税

相続財産に加算する生前贈与の期間について、

- 7年に延長（改正前は3年）
- この改正で延長される4年間に受けた贈与は、財産価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算
- 令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用

### ●改正前後における相続税の課税価格の比較



## ○その他の主な改正事項

- 教育資金の一括贈与非課税措置の延長
  - ・ 適用期限を3年延長（令和8年3月31日まで）
  - ・ 贈与者死亡時に相続税の課税価格が5億円を超える場合について、受贈者の年齢等に関わらず、死亡日の管理残額を課税対象に
  - ・ 教育資金契約終了時の管理残額には一般税率を適用（特例税率は適用不可に）
- 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の延長
  - ・ 適用期限を2年延長（令和7年3月31日まで）
  - ・ 契約終了時の管理残額には一般税率を適用（特例税率は適用不可に）
- 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の延長
  - ・ 適用期限を令和8年12月31日まで延長し、移行期限を5年に緩和（改正前は3年）

その他、主な項目は次のとおり。

- 相続税の排斥の見直し
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額
- 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例の延長
- 登録免許税の税率の軽減措置の延長
- 不動産取得税の減額措置の延長

# 法人課税・国際課税

## ○中小企業者等の優遇税制の見直し・延長

法人税・法人住民税／増税・減税

法人税の軽減税率の特例（所得 800 万円まで 15%）について、

- 適用期限を 2 年延長（令和 7 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで）

### ●優遇税制による法人税率

法人区分	所得金額	法人税率
普通法人(資本金 1 億円超の法人)	—	23.2%
中小法人(資本金 1 億円以下の法人)	年 800 万円以下	15%(19%※)
	年 800 万円超	23.2%
公益社団法人等	年 800 万円以下	15%
	年 800 万円超	23.2%
協同組合等、公益社団法人等以外の公益法人等、 特定の医療法人	年 800 万円以下	15%(19%※)
	年 800 万円超	19%

※ 適用除外事業者に該当する中小法人及び特定の医療法人について年 800 万円以下の部分については、19%の税率を適用。なお、特定の協同組合等は、年 10 億円を超える所得に対して、22%の税率を適用。

## ○生産性向上や賃上げに資する設備投資の特例措置

固定資産税／減税

赤字の中小企業も賃上げや前向きな投資ができるよう、**固定資産税の特例措置を新設**

- **先端設備等導入計画の認定中小企業**（資本金 1 億円以下等の要件あり）が対象
- 認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率が年平均 5%以上と見込まれる投資計画に記載された設備で、
  - ・ 計画内に賃上げ表明の記載がない場合は、3 年間、課税標準を 1/2 に軽減
  - ・ 計画内に賃上げ表明の記載がある場合は、以下の期間、課税標準を 1/3 に軽減
    - 令和 6 年 3 月 31 日までに設備を取得 → 5 年間
    - 令和 7 年 3 月 31 日までに設備を取得 → 4 年間
- **令和 7 年 3 月 31 日までに取得したものに適用**

### ●対象設備※の取得価額要件

機械・装置	160 万円以上	器具・備品	30 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上	建物附属設備 (家屋と一体となって効用を果たすものを除く)	60 万円以上

※ 市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がある。



## ○中小企業の設備投資関連税制の見直し・延長

所得税・法人税・法人住民税・事業税／増税・減税

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制について、

- 適用期限を2年延長（令和7年3月31日までに取得し、事業の用に供したものの）
- 対象を一部見直し

### ●概要

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
制度概要	中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却又は税額控除(10%※)を適用 ※ 資本金 3,000 万円超の場合は 7%	一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)*を適用 * 税額控除は、資本金 3,000 万円以下の中小企業者等に限る
見直し事項	特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外	対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、等

## ○医療用機器等の特別償却制度の見直し・延長

所得税・法人税／増税・減税

- 適用期限を2年延長（令和7年3月31日までに取得し、事業の用に供したものの）
- 医療用機器に係る措置の対象機器を見直し

### ●改正前の制度概要

制度	特別償却割合	対象機器等
医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	15%	医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち30万円以上のもの
地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	8%	病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用等の建物及びその附属設備(既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修(増築、改築、修繕又は模様替)の場合)
高額な医療用機器に係る特別償却制度	12%	取得価額500万円以上で、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

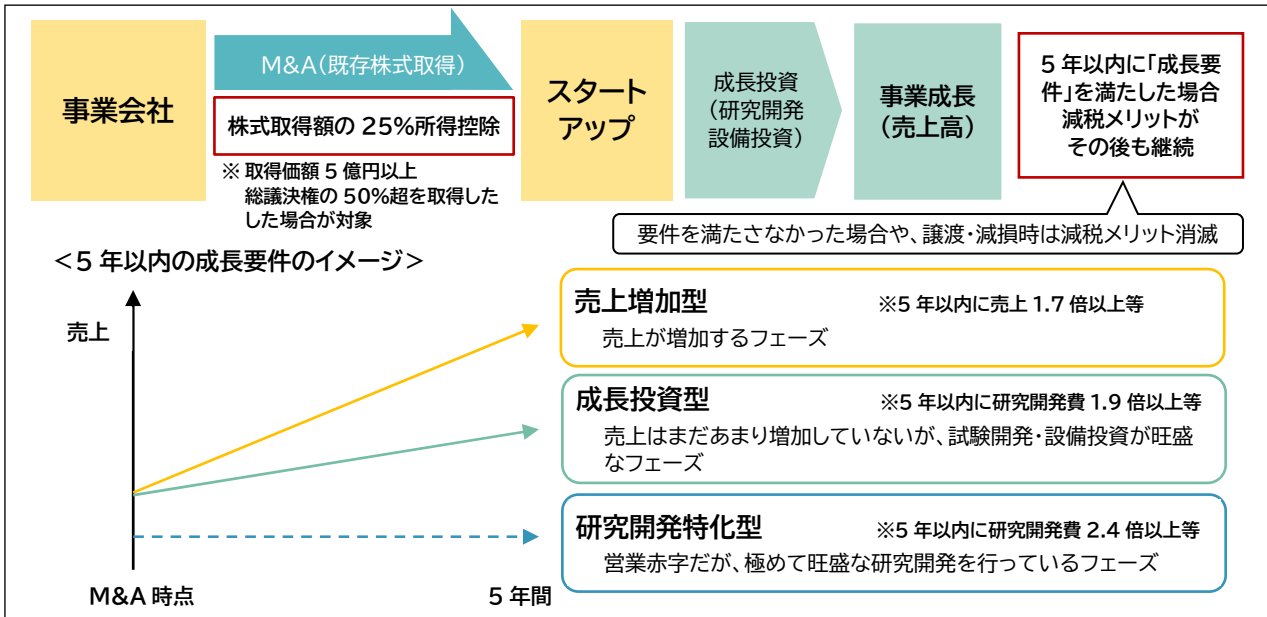
対象機器の見直し

## ○オープンイノベーション促進税制の拡充

法人税・法人住民税・事業税／増税・減税

- 既存企業によるスタートアップ企業のM&Aを後押しすべく、既存株式を取得した場合にもオープンイノベーション促進税制を適用可能に
- M&Aから5年以内に成長要件を満たした場合は、減税メリットがその後も継続

### ●イメージ



出典:財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

## ○研究開発税制の見直し・延長

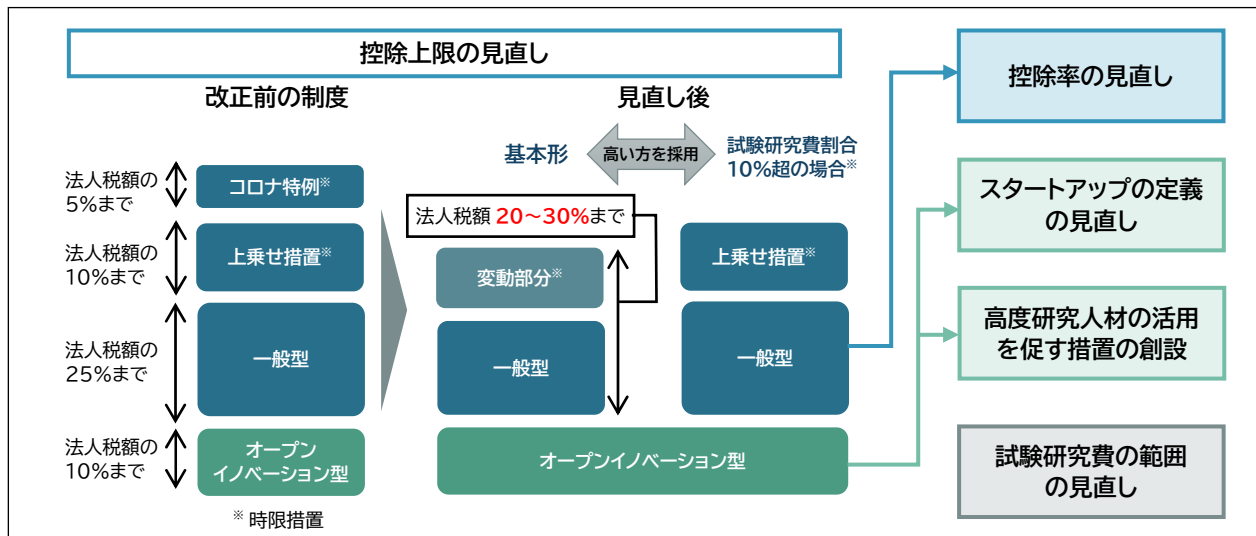
所得税・法人税／増税・減税

研究開発の促進と質の向上のため、

- 一般試験研究費の税額控除制度について、
  - ・ 控除税額の上限が変動する制度を導入
  - ・ 控除率の傾きを見直し(コロナ特例は期限到来をもって廃止)
  - ・ 時限措置(控除率の上限引上げ、控除上限・控除率上乘せ措置)を3年間延長(令和7年度末まで)
- 共同研究等を促進すべく、
  - ・ オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義を見直し(設立後15年未満、売上高研究開発費割合10%以上等)
  - ・ 高度研究人材の活用に対する優遇措置(税額控除率20%)を創設
- デジタル化等を後押しすべく、試験研究費の範囲を見直し
  - ・ 既存データを活用して行うサービス開発を対象に追加
  - ・ 考案されたデザインに基づく設計・試作のうち、性能向上を目的としないものを対象外に



## ●全体像



出典: 経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係 税制改正について」[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2023/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

## ○その他の主な改正事項

- 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し・延長
  - ・ 対象資産に耐震装置を追加、特別償却率を段階的に引き下げた上で、適用期限を2年延長（令和7年3月31日までに認定を受けたもの）
- 株式交付制度（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得計算の特例）の見直し
  - ・ 株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合を、対象から除外（令和5年10月1日以後に行われる株式交付に適用）
- 特定資産の買換え特例の見直し・延長
  - ・ 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外
  - ・ 長期所有の土地の買換えについて、課税繰延割合を一部見直し
  - ・ 先行取得の場合の適用要件を追加（届出書の提出）
  - ・ 適用期限を3年延長（令和8年3月31日までに行ったもの）
- 防衛力強化の財源確保のための税制措置（令和6年以降の適切な時期より）
  - ・ 法人税額に対し、税率4~4.5%の付加税を課税
  - ・ 中小法人に対する配慮のため、課税標準となる法人税額から500万円を控除

その他、主な項目は次のとおり。

- 地域未来投資促進税制の延長・拡充
- DX投資促進税制の見直し・延長
- 企業が学校教育に支出する指定寄附金の範囲の見直し
- 暗号資産の評価方法の見直し
- 通算子会社の法人税等の確定申告書の提出期限の見直し（残余財産確定の場合）
- パーシャルスピノフ税制の創設
- 企業再生に関する税制の見直し
- 外国子会社合算税制の見直し
- グローバル・ミニマム課税への対応

# その他の改正

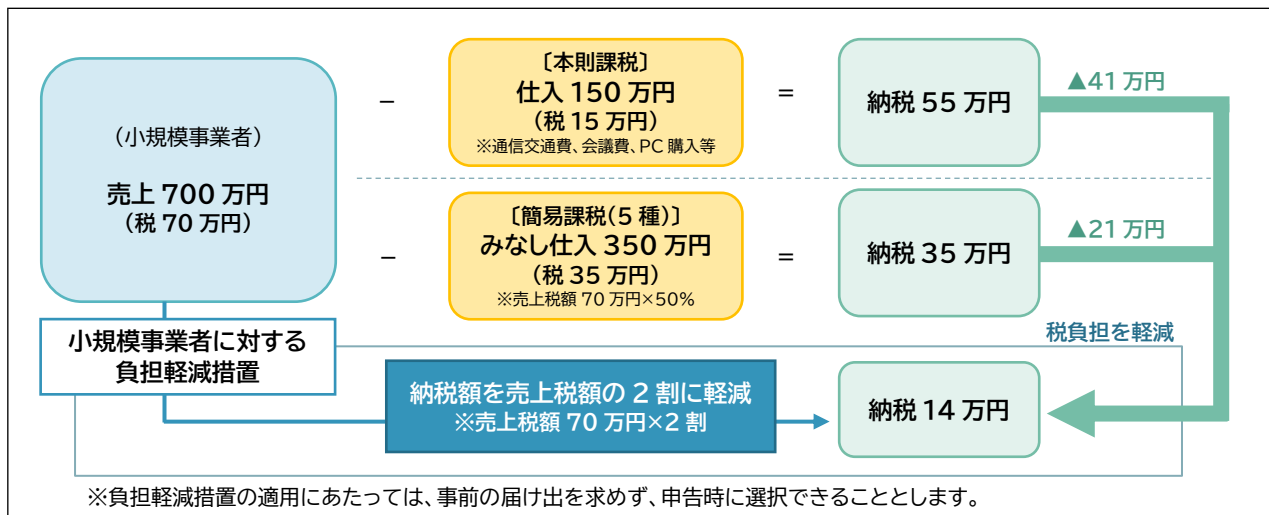
## ○インボイス制度① 小規模事業者の納税負担の軽減

消費税・地方消費税/減税

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担軽減のため、

- 納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とする
- 適用にあたり事前の届出は不要（確定申告時に選択適用可）
- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間について適用

### ●イメージ



出典：財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

## ○インボイス制度② 中小・小規模事業者等の事務の軽減

消費税・地方消費税/減税

中小・小規模事業者等の事務負担軽減のため、

- 1万円未満（税込）の課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める（インボイスの保存がなくてもよい）
- 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が対象
- 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの国内における課税仕入れに適用

## ○インボイス制度③ 少額な返還インボイスの交付の免除

消費税・地方消費税/減税

インボイス発行事業者の事務負担軽減のため、

- 1万円未満（税込）の値引き・返品等について、返還インボイスの交付が不要に
- 適用期限なし

## ○インボイス制度④ インボイス発行事業者登録期限の変更

消費税・地方消費税

- 免税事業者が課税期間の初日からインボイス発行事業者に登録するときの申請をその課税期間の初日の**15日前の日**までとする等、申請期限等を変更
- 免税事業者が経過措置により、令和5年10月1日以降にインボイス発行事業者に登録する場合、その提出日の15日後以後の登録希望日を記載（実際の登録日がその登録希望日以後であったとしても、その登録希望日に登録されたものとみなす）

### ●新旧制度比較

	改正前	改正後
免税事業者が課税期間の初日から登録する場合の申請期限	課税期間の初日の前日から起算して1ヶ月前の日	課税期間の初日の <b>15日前</b> の日
翌課税期間の初日から登録を取り消す場合の届出期限	提出した課税期間の末日から起算して30日前の日の前日	翌課税期間の初日の <b>15日前</b> の日
免税事業者が経過措置期間中※に登録した場合の登録日	登録完了日	申請書に記載した <b>登録希望日</b> （提出日から15日後日以後の日）

※ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間

## ○インボイス制度⑤ 制度開始に間に合う申請期限の緩和

消費税・地方消費税

インボイス制度が始まる令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受ける場合の申請期限について、

- 令和5年9月30日までの申請なら、令和5年10月1日が登録開始日に
- 令和5年4月1日以後の申請で必要とされていた「**困難な事情**」の記載が不要に

## ○電子帳簿等保存制度① 電子取引情報保存制度の見直し

所得税・法人税

- 従前の**宥恕措置**（出力書面による保存を認める2年間の経過措置）は適用期限到来をもって廃止（令和5年12月31日まで）
- 相当の理由があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、**保存要件を不要**として電子取引データの保存が可能に
- 検索要件のすべてが不要となる対象者を以下の保存義務者とする
  - ・ 売上高※が5,000万円以下（改正前1,000万円以下）である保存義務者
  - ・ 取引日ごと等に整理した出力書面を求めに応じて提示・提出できる保存義務者
- 電磁的記録の保存を行う者に関する情報の確認要件を廃止
- 令和6年1月1日より適用

※ 判定期間に係る基準期間（法人は前々事業年度、個人は前々年）における売上高

## ○電子帳簿等保存制度② スキャナ保存制度の見直し

所得税・法人税

一部の要件を廃止もしくは限定（令和6年1月1日以後の保存に適用）

### ●廃止・限定される要件

廃止	スキャナで読み取った際の情報(解像度・諧調・大きさ)の保存が不要に
	記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことが不要に
限定	帳簿との相互関連性を求める書類を、 <b>契約書・領収書、請求書等の重要書類に限定</b>

## ○電子帳簿等保存制度③ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

所得税・法人税

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿）のうち、「その他必要な帳簿」の範囲について、合理化・明確化（令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）

### ●対象となる「その他必要な帳簿」の具体例

改正前	改正後
すべて	・売上帳、仕入帳、経費帳(貸金台帳を除く。)、売掛帳、買掛帳(注)所得税の場合は、貸金台帳も対象 ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払い簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

出典:財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

## ○その他の主な改正事項

- 無申告加算税の加重措置
  - ・ 300万円を超える部分の増差税額の無申告加算税の割合を30%に引上げ 等
- 防衛力強化の財源確保のための税制措置（令和6年以降の適切な時期より）
  - ・ たばこ税について、3円/1本相当の引上げ

その他、主な項目は次のとおり。

- 車体課税の見直し
- ダイレクト納付、スマホ用電子証明書によるe-Taxの利便性の向上
- クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備

参考:

財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

財務省「令和5年度税制改正の大綱」 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/05taikou\\_mokuji.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm)

財務省「令和5年度改正におけるインボイス制度の改正について」 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/invoice/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html)

経済産業省「令和5年度税制改正について」 [https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2023/zeisei\\_k/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/index.html)

金融庁「令和5年度税制改正について」 [https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221223\\_3/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221223_3/01.pdf)

厚生労働省「令和5年度厚生労働省関係税制改正について」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29814.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29814.html)

国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」 <https://www.mlit.go.jp/page/content/001579075.pdf>

総務省「令和5年度地方税制改正(案)について」 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000851649.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000851649.pdf)

自由民主党「令和5年度税制改正大綱」 [https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf)